

広島女学院大学学則

1965. 4. 1 制定
2016. 3. 22 最終改正日

第1章 総 則

第1条 本学は、基督教主義に基づいて教育を施し、女子の霊性、知性、徳性の円満な発達をはかり、専門的な学術の修得を努めさせると共に、広い教養と高い人格を育成することを目的とする。

2 各学部の人材養成に関する目的と教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 国際教養学部は、専門的知識・技術、他の専門との対話を通して修得される幅広い見識、国際的な視野、問題発見・解決能力、批判的思考力、判断力を含む幅広い教養の獲得と、建学の精神である基督教主義に基づく人間愛にあふれる豊かな人間性の涵養を目的とする。より具体的には、国際化・情報化時代に対応できる言語運用等の能力・技術をもった人材、社会の様々な場において課題を総合的に調査・考究し、解決する能力をもった人材、異文化間における真のコミュニケーション能力、および豊かさをもって人間形成を支援する能力を持った人材の養成を目的とする。

(2) 人間生活学部は、多様な問題が存在する現代社会において、人々が健康で豊かな生活を創造し、次の世代へ普遍的な価値を継承していくことで、生活の質を向上させ真の人間性を確立することができるよう支援し、家庭および地域社会において高度に貢献できる人材を育成する。自己と隣人の生活の質を高めるために、豊かな衣生活および住生活の実現に向けて創意工夫し社会で応用する力、科学的な視点で食や健康の諸問題を発見し改善策を見出し実践できる力、子どもの内面を深く洞察し子どもの主体的な人間形成を支援する力を身につけ、生活デザインと住居・建築、健康と食・栄養、幼児・児童教育と心理学の領域において女性としての感性と創造性を発揮し、強い倫理観と実践力、コミュニケーション力を備え自立した専門家を養成することを目的とする。

3 各学科の人材養成に関する目的と教育研究上の目的は、別にこれを定める。

第1条の2 本学は、教育研究の向上を図ると共に、本学の目的を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し教育・研究活動等について自ら定期的に点検・評価を行うものとする。

第1条の3 自己点検・評価委員会の構成・運営については、別に定める。

第2条 本学は、広島女学院大学と称する。

第3条 本学は、広島市東区牛田東四丁目1 3番1号に設置する。

第2章 修業年限・学年・学期及び休業日

第4条 本学の修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

第5条 春学期入学生の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。秋学期入学生の学年は、9月21日に始まり翌年9月20日に終わる。

第6条 学年はこれを次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第7条 休業日を次のように定める。

(1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院の創立記念日（10月1日）
- (4) 春季休業（3月16日から3月31日まで）
- (5) 夏季休業（8月6日から9月20日まで）
- (6) 冬季休業（12月25日から1月7日まで）

第7条の2 学長は、大学評議会の議を経て休業日を変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

第3章 学 部 ・ 学 科

第8条 本学に次の学部及び学科を置く。

国際教養学部	国際教養学科
人間生活学部	生活デザイン・建築学科
	管理栄養学科
	幼児教育心理学科

第4章 収 容 定 員

第9条 本学の収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
国際教養学部	国際教養学科	240名	960名
	計	240名	960名
人間生活学部	生活デザイン・建築学科	70名	280名
	管理栄養学科	70名	280名
	幼児教育心理学科	90名	360名
	計	230名	920名

第5章 大 学 院

第10条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は別に定める。

第6章 教 育 課 程

第11条 授業科目は共通基礎科目（C1）、共通教養科目（C2）、専門科目（C3）、関連科目Ⅰ（C4）、関連科目Ⅱ（C5）、教職に関する専門科目、学芸員に関する専門科目、栄養士及び管理栄養士に関する専門科目、日本語教員に関する専門科目、建築士に関する専門科目、社会教育主事に関する専門科目、司書に関する専門科目、学校図書館司書教諭に関する専門科目、保育士に関する専門科目とし、単位制とする。

第12条 授業科目及び単位数は、別表に定めるところによる。

第7章 履修方法及び単位算定基準

第 13 条 学生は、所定の授業科目を履修し、次の各号に定める単位を含め 124 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 共通基礎科目 (C 1) においては、18 単位を必修科目
 - (2) 共通教養科目 (C 2) においては、30 単位を選択必修科目 (幼児教育心理学科は、子どもと遊び I~III 6 単位を必修科目)
- 2 学生の履修方法については以下のとおりとする。
- (1) 国際教養学科においては、専攻プログラム (メジャー) に従って 40 単位を選択必修として履修し、3 年次の演習またはセミナーおよび 4 年次の卒業研究セミナーの計 12 単位を必修として履修し、学科の専門科目 (C 3) および関連科目 I (C 4) から 24 単位を選択科目として履修し、卒業研究プレセミナー I・II、卒業研究セミナー I・II および卒業論文の計 12 単位を必修として履修しなければならない。
 - (2) 生活デザイン・建築学科においては、学科の専門科目 (C 3) から 40 単位を選択として履修し、3 年次の演習・セミナーのうち 4 単位を選択必修、4 年次の卒業研究セミナー I・II および卒業論文等の計 8 単位を必修として履修し、残り 24 単位を C 3、関連科目 I (C 4) から選択として履修しなければならない。
 - (3) 管理栄養学科においては、学科の専門科目 (C 3) および関連科目 I (C 4) から 68 単位を選択として履修し、卒業研究セミナー I・II および卒業論文の計 8 単位を必修として履修しなければならない。
 - (4) 幼児教育心理学科においては、学科の専門科目 (C 3) および関連科目 I (C 4) から 64 単位を選択として履修し、卒業研究プレセミナー I・II、卒業研究セミナー I・II および卒業論文の計 12 単位を必修として履修しなければならない。
- 3 関連科目 II (C 5) においては、卒業要件単位に含まない。
- 4 卒業要件として修得すべき単位数については、一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を原則として 22 単位とする。ただし、春学期入学生は 1 年次秋学期以降において、秋学期入学生は 1 年次春学期以降において、直前の学期に履修した科目の成績平均点数 (GPA) が 2.3 以上の者については 26 単位を上限とする。
- 第 14 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。
- 2 履修科目の平均点は、履修科目の評定の合計を履修科目数で除した値とする。
- 第 15 条 各授業科目に対する単位数は次の各号によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、卒業研究セミナー等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 16 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が入学前に修得した単位を次の各号により本学の授業単位として認定することができる。

- (1) 大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位 (科目等履修生として修得した単位を含む。)
 - (2) その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修
- 2 前項により認定する単位数は、編入学、転学部・転学科の場合を除き、30 単位を超えないものとする。

第17条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学以外の教育機関等において学修し、修得した単位を次の各号により本学の授業科目の単位として認定することができる。

- (1) 本学と留学に関する協定のある外国の大学又は本学の認定する外国の大学等に留学し、修得した単位
 - (2) 本学と国内留学に関する協定のある大学で修得した単位
 - (3) 本学と単位互換に関する協定のある大学等で履修し、修得した単位
 - (4) 休学中に外国の大学に留学し、修得した単位
 - (5) その他文部科学大臣が別に定める学修で本学が大学における授業科目の履修とみなした学修
- 2 第1項第1号により認定する単位数は、30単位を超えないものとする。ただし、DDP留学により修得した単位の認定は、60単位を上限とする。
- 3 第1項第2号により取得した単位は、前条と合わせて44単位を超えない範囲で認定することができる。
- 4 第1項第3号、第4号及び第5号により修得した単位は、前条と合わせて30単位を超えない範囲で、認定することができる。
- 5 第1項における授業科目の認定に関して、必要な事項はそれぞれ別に定める。

第8章 学習の評価及び卒業の認定

第18条 授業科目の成績の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 成績評価の方法、基準については別に定める。

第19条 不合格の授業科目は、再試験をうけることができる。

第20条 疾病その他止むを得ない事故によって試験をうけることができない者は、追試験をうけることができる。

第21条 前2カ条についての手続は別にこれを定める。

第22条 本学に4年以上在学し、第13条の規定に従い所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し学長は教授会の議を経て卒業を認定し、学士の学位を授与する。

第23条 本学で教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び司法施行規則の規定に従って、本学が別に定める教職及び教科に関する所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	免許教科の種類		
国際教養学部	国際教養学科	中学校一種(国語)		
		高等学校一種(国語)		
		中学校一種(英語)		
		高等学校一種(英語)		
		中学校一種(社会)		
		高等学校一種(地理歴史)		
		高等学校一種(公民)		
		高等学校一種(情報)		
		人間生活学部	生活デザイン・建築学科	中学校一種(家庭)
				高等学校一種(家庭)
管理栄養学科	中学校一種(家庭)			
	高等学校一種(家庭)			

栄養教諭一種
幼稚園教諭一種
小学校教諭一種
幼児教育心理学科

- 3 国際教養学部・国際教養学科にあつては、国語教育メジャー、日本語・日本語教育メジャー、日本文学・日本文化メジャーにおいて「国語」のみ、英語教育メジャー、英米文化メジャー、Global Studies in English メジャーにおいて「英語」のみ、総合社会メジャーにおいて「社会、地理歴史、公民」のみ、情報科学メジャーにおいて「情報」のみの各教育職員免許状が取得できる。
ただし、取得できる教育職員免許状については、上記4種類のうち、1種類のための教育職員免許状とする。
- 4 国際教養学科、生活デザイン・建築学科、幼児教育心理学科にあつて、学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 5 管理栄養学科にあつて、栄養士免許証を得ようとする者は、栄養士法施行令及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 6 管理栄養学科にあつて、管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには、栄養士法施行令及び管理栄養士学校指定規則に基づく所定の科目を履修しなければならない。
- 7 国際教養学科にあつて、日本語教員養成課程修了証書を得ようとする者は、日本語教員養成のための標準的な教育内容に定める単位を修得しなければならない。
- 8 生活デザイン・建築学科にあつて、建築士受験資格を得ようとする者は、学科所定の教育課程を修めるとともに、建築士課程所定の単位を修得しなければならない。
- 9 幼児教育心理学科にあつて、認定心理士の資格を得ようとする者は、社団法人日本心理学会認定心理士資格認定制度規則及び認定資格細則に定める単位を修得しなければならない。
- 10 管理栄養学科にあつて、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を得ようとする者は、食品衛生法及び同法施行令に基づき別に定めた所定の科目を履修しなければならない。
- 11 国際教養学科、幼児教育心理学科にあつて、社会教育主事の資格を得ようとする者は、社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める単位を修得しなければならない。
- 12 国際教養学科、生活デザイン・建築学科、幼児教育心理学科にあつて、司書の資格を得ようとする者は、図書館法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 13 国際教養学科、生活デザイン・建築学科、幼児教育心理学科にあつて、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程に定める単位を修得しなければならない。
- 14 幼児教育心理学科にあつて、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

第9章 学 位

第24条 本学を卒業した者に対し学士の学位を授与する。

第10章 入学・退学・転学・編入学・転入学・再入学・休学・留学・復学・除籍及び復籍

第25条 入学は春学期又は秋学期の始めとする。

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

第27条 入学志願者に対しては、高等学校卒業程度による選抜試験を行い、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

第28条 入学志願者は、入学願書及び別に指定する書類に所定の入学検定料を添えて、本学に提出しなければならない。

2 入学願書の受付日は別に定める。

3 前各項の規定は第32条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

第29条 入学を許された者は指定の期日までに所定の納入金を納めると共に、誓約書等所定の書類を提出しなければならない。

第30条 保証人となる者は、親権者、又は親権者のない者はこれに代わる親族その他の者とする。

第31条 退学を希望する場合は、その理由を記して保証人と連署のうえ、願書を学長宛に提出しなければならない。

第32条 本学に編入学、転入学又は再入学を希望する者に対しては、別の規程により教授会の議を経て、これを許可することがある。

第33条 病気その他止むを得ない理由によって引き続き3ヵ月以上修学を中止しようとするときは、保証人と連署のうえ、休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は原則として1年以内とし、その期間は第4条の在学期間に算入しない。

3 休学の期間は通算して第4条の修業年限を超えることができない。

4 休学の期間は授業料を免除するが、在籍料(1学期につき年間授業料の10%)を納入しなければならない。

第34条 他の大学に転学を希望する場合は、第31条と同様退学願を学長宛に提出しなければならない。

第35条 休学した者が復学を、退学した者が再入学及び納入金未納により除籍された者が復籍を希望する場合は保証人と連署のうえ、所定の願書をもって学長に願い出なければならない。ただし懲戒により退学を命じられた者及び転学のため退学した者は再入学できない。

第36条 学生が外国の大学又はこれに相当する教育研究機関等で授業科目の履修を希望する場合は、審査のうえ、本人の教育上有益であると認めるときに限り、これを許可することができる。

2 前項の制度を留学という。

3 留学期間は、第4条の修業年限に算入することができる。

4 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第37条 次の各号に該当する者はこれを除籍する。

- (1) 在学8年にして卒業できない者

- (2) 納入金の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (3) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 死亡した者及び長期間にわたり行方不明の者

第11章 納 入 金

第38条 学生は、次の納入金を別に定める方法によって納入しなければならない。

(1) 国際教養学部

国際教養学科

入学金 250,000円

授業料 780,000円

その他 実験、実習費等で別に定める納入金

(2) 人間生活学部

生活デザイン・建築学科

幼児教育心理学科

入学金 250,000円

授業料 780,000円

その他 実験、実習費等で別に定める納入金

管理栄養学科

入学金 250,000円

授業料 810,000円

その他 実験、実習費等で別に定める納入金

2 既納の納入金はいかなる理由があっても返却しない。

第12章 賞 罰

第39条 学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生があるとき、学長はこれを表彰することがある。

第40条 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、その軽重に従って学長はこれを懲戒する。

第41条 懲戒の種類は戒告、停学、退学とする。

第42条 前条の退学は次の各号の一つに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みのない者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みのない者
- (3) 正当の理由がなく、出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 教 職 員 組 織

第43条 本学には学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教及び事務職員、その他の職員を置き、その職務は次のとおりとする。

- (1) 学長は校務をつかさどり、本学を指導、監督する。
- (2) 副学長は学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 教授、准教授、専任講師及び助教は、学生に教授し、研究を指導し、又研究に従事する。

(4) 事務職員、その他の職員は、それぞれ所定の業務に従事する。

第14章 教授会・大学評議会及び委員会

第44条 本学に全学教授会を置く。

2 全学教授会は、学長、副学長及び専任教員をもって構成し、学長が招集して議長となり、学長が大学評議会の議を経て大学の運営に関し、特に全学的審議を必要と認める重要事項を審議する。

3 全学教授会に関する規程は、別にこれを定める。

第45条 本学に学部教授会を置く。

2 学部教授会は、当該学部所属の専任教員をもって構成し、学部長がその議長となる。

3 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 当該学部の学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 当該学部の学位授与の審査に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要であると学長が別に定めるもの

(4) 前号の学長が別に定める事項については「学部教授会の審議事項に関する規程（学長裁定）」に定める。

4 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

5 学部教授会に関する規程は別にこれを定める。

第46条 本学に大学評議会を置く。

2 大学評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、チャブレン、図書館長、総合学生支援センター長、入試部長、総合研究所長、学科主任、国際教養学科副主任及び事務局長をもって構成し、学長が議長となる。

3 大学評議会は次の事項について審議し、これに基づき学長が決定する。

(1) 学則その他学内重要規則の制定及び改廃に関する事項

(2) 全学的研究教育計画に関する重要な事項

(3) 教員人事の基準に関する事項

(4) 教員の学外研修に関する事項

(5) 予算案に関する事項

(6) 全学的行事に関する事項

(7) その他大学の運営に関する重要事項で学長が必要と認める事項

4 大学評議会に関する規程は別にこれを定める。

第47条 本学に各種の委員会を置く。

2 諸委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第15章 図書館・研究所及び研究室

第48条 図書館は本学教職員、学生及び本学関係者の学術研究、調査又は学習の便に供することを本旨とする。ただし本学関係者以外の者にも研究、調査のため所定の手続を経て、特に使用の便を図ることができる。

2 図書館は、本学所蔵の図書全部の登録、整理、保管及び出納の業務を行う。

3 図書館には館長及び司書を置き、所定の業務に従事する。

第49条 本学に広く人文・社会・自然の諸領域にわたる専門の学術理論、及び応用に関する総合的な研究を行うために研究所を置く。

2 研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第50条 教授、准教授、専任講師及び助教の学術研究に便宜を与えるために研究室を設ける。

第16章 厚生及び保健

第51条 本学に学生会館その他の厚生施設を設ける。

2 これらに関する規程は別にこれを定める。

第52条 本学教職員及び学生の保健に関しては、学校医を定め、その指導を受けるものとする。

2 学内に健康管理室を設け、保健師を置き、学校医の監督のもとに学内の健康管理に当らしめる。

第17章 奨学金

第53条 本学に在学する学生は、本学の奨学金を受けることができる。

2 奨学金に関する規程は別にこれを定める。

第18章 研究生・聴講生・科目等履修生・単位互換履修生

第54条 学長は、本学学部において、学術の研究、授業科目の聴講又は科目等履修を希望する者に対しては、教授会の議を経て、選考のうえ、研究生・聴講生・科目等履修生として入学を許可することができる。その期間は1年以内とする。

2 研究生、聴講生、科目等履修生に関する規程は別にこれを定める。

第55条 学長は、他の大学等の学生で、単位互換協定に基づいて本学において授業科目の履修を希望する者に対しては、教授会の議を経て、選考のうえ、単位互換履修生として入学を許可することができる。その期間は1年以内とする。

2 単位互換履修生に関する規程は、別にこれを定める。

第19章 外国人留学生

第56条 学長は、広島女学院大学学則第26条第3号の入学資格を有する外国人で、本学に入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規程は別にこれを定める。

第20章 教員免許状更新講習

第57条 本学は、教員免許状更新講習受講生を対象とした特別の履修課程を編成することができる。

2 免許状更新講習の編成に関する規程は別にこれを定める。